

厚生労働省発食安0605第3号

平成 27 年 6 月 5 日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第6号及び同条第3項の規定に基づき、下記事項に関する同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策について、以下の措置を講ずること。具体的に意見を求める内容は別紙の2のとおり。

（1）国内措置

- ア と畜場におけるめん羊及び山羊のBSE検査について、検査対象の見直し
- イ 特定部位について、と畜場法（昭和28年法律第114号）第6条及び第9条の規定に基づき、衛生上支障のないように処理しなければならないめん羊及び山羊の部位の範囲の改正

（2）国境措置

BSE発生国又は発生地域において飼養された牛に由来する肉及び内臓について食品安全委員会の食品健康影響評価を受けた国からのめん羊及び山羊の肉及び内臓等の輸入条件の設定



1 諮問の背景及び趣旨

スクレイピーはめん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症（TSE）で、250年以上前から知られており、ヨーロッパ、北米で散発的に発生しているほか、日本でもこれまでに65頭のめん羊に感染が確認されている。この疾病は、現在まで国内外において、ヒトへの感染例は報告がなく、ヒトへは感染しないと考えられている。

しかしながら、牛伝達性海綿状脳症（BSE）及びスクレイピー発生国において、BSEに感染しためん羊及び山羊は、臨床的にスクレイピーと区別できないことが指摘されていたことから、我が国においては、平成16年から特定危険部位（SRM）の除去、平成17年からスクリーニング検査を実施することによるめん羊及び山羊のBSE対策を実施してきた。また、平成16年よりBSE発生国からのめん羊及び山羊の肉、内臓及びこれらを原材料とする食品の輸入を禁止してきた。

なお、これまでに自然条件下のBSE感染が山羊で2例（フランス平成17年、イギリス平成21年）報告されているが、めん羊について自然条件下のBSE感染の報告はない。

厚生労働省においては、牛のBSE対策について、開始から10年が経過したことを契機に、それまでの取組、国内外のBSEのリスクが低下している状況を踏まえて諸般の見直しを行ってきたところであり、めん羊及び山羊のBSE対策についても、現在のめん羊及び山羊に対するBSEのリスクに応じた対策の見直しの検討が必要であることから、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会で検討したところ、2のとおりとすることが適当であるとされた。

また、諸外国より高い水準の措置を維持する場合には科学的な正当性を明確化する必要がある。

2 具体的な諮問内容

(1) 国内措置

ア 検査対象月齢

現行の12か月齢以上の全てを対象とするスクリーニング検査を廃止した場合のリスクを比較。なお、生体検査において何らかの臨床症状を呈するめん羊及び山羊については引き続き検査を実施。

イ SRMの範囲

現行の「全月齢の扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。）並びに12か月齢以上の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）、脊髄及び胎盤」から「12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸」とした場合のリスクを比較。

(2) 国境措置

国内措置の見直しにあわせ、BSE発生国又は発生地域のうち、牛肉等について食品安全委員会のリスク評価を受けた国からのめん羊及び山羊の肉及び内臓等について、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものを輸入」とした場合のリスクを比較。

3 今後の方針

食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う。

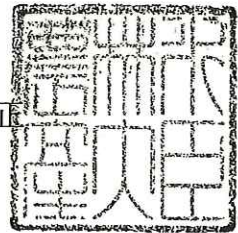
27消安第1510号

平成27年6月9日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をすること。

豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）混合ワクチン（インゲルバック3フレックス）

- 2 法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の再審査をすること。

豚オーエスキー病（g I -、t k -）生ワクチン（酢酸トコフェロールアジュバント加溶解用液）（ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50）



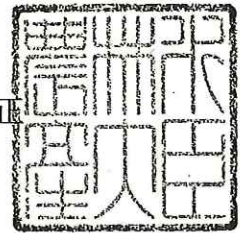
27消安第1588号

平成27年6月9日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

動物用ワクチンの添加剤として別紙に掲げる成分を使用すること



(別紙)

- 1 L-アスパラギン (水和物を含む。)
- 2 エデト酸 (2ナトリウム塩及び4ナトリウム塩を含む。)【EDTA】
- 3 クロロホルム
- 4 コハク酸 (ナトリウム塩及びその水和物を含む。)
- 5 コリン (塩化コリン及び重酒石酸コリンを含む。)
- 6 L-シスチン (塩酸塩及びその水和物を含む。)
- 7 L-システイン (塩酸塩及びその水和物を含む。)
- 8 ダイズ製ペプトン
- 9 L-チロシン (ナトリウム塩及びその水和物を含む。)
- 10 ビオチン
- 11 L-ヒスチジン (塩酸塩及びその水和物を含む。)
- 12 ヘペス (ナトリウム塩を含む。)【HEPES、HEPES-Na】
- 13 ポリビニルピロリドン【ポビドン、ポリビドン】
- 14 塩化マグネシウム
- 15 牛血清
- 16 酵母 (抽出物を含む。)
- 17 動物由来たんぱく質分解物 (動物組織を酵素や酸で消化分解したもの及び動物性ペプトンを含む。)

※【 】内は別名、()内は同じ分類での取扱いが可能と考えられる成分

食品健康影響評価の審議状況

(平成27年6月12日現在)

区分	要請件数 注2)	うち 27年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 27年度分	意見 募集中 注3)	審議中 注1)
添加物 注11)	156	1	0	156	139	1	7	10
農薬	999		0	999	737	15	14	248
うちポジティブリスト関係	485		0	485	286	6	6	193
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注7)	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	517	22	0	517	458	3	2	57
うちポジティブリスト関係	108		0	108	72	2	2	34
化学物質・汚染物質 注8)	62		3	65	60		0	5
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	9	1	1	6
微生物・ウイルス 注9)	13		2	15	14		0	1
プリオン	45	5	16	61	44	2	0	17
かび毒・自然毒等 注4)	7		3	10	10		0	0
遺伝子組換え食品等	226	5	0	226	211	7	1	14
新開発食品 注5)	81		1	82	79	1	2	3
肥料・飼料等	200	3	0	200	135	8	0	65
うちポジティブリスト関係	100		0	100	57		0	43
肥飼料・微生物合同 注10)	1(34)		0	1	1(13)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 注6)	1		1	2	1		0	1
合計	2,327	36	26	2,353	1,901	38	27	427

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
- 2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
- 3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
- 4 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
- 5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
- 6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
- 7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
- 8 平成26年7月30日付けで評価要請のあった「ジクロロ酢酸」「トリクロロ酢酸」については、「クロロ酢酸」も評価したため、3件として記入している。
- 9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。
- 10 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。
- 11 平成25年11月20日付けで評価要請のあった過酢酸製剤及び同製剤に含まれる物質については、過酢酸製剤の評価に当たり「酢酸」「過酸化水素」も評価したため、過酢酸製剤及び「過酢酸」「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」「オクタン酸」「酢酸」「過酸化水素」の計6件として記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成27年6月12日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※	(20)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊦、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイズン注射液及びバシット注射液)㊦㊧	2
17/2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊦㊧	1
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊦㊧、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPDアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)㊦㊧、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))㊦㊧	3
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム ㊦、スルファメトキサゾール ㊦、トリメプリーム ㊦、セファピリンベンザチン ㊦、セファピリンナトリウム ㊦	5
18/5/9	厚	農薬 ホルペット	1
18/7/18	厚	農薬 ジコホール☆、ホルペット☆	2
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㊦、スルファメトキサゾール☆㊦、セファピリン☆㊦、トリメプリーム☆㊦	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆㊦	2
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆	3
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆	3
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)㊦㊧	1
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆㊦	3
19/ 3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⓔは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓕは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。
 ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆Ⓔ、スルファジメトキシ☆Ⓔ、スルファモメトキシ☆Ⓔ	3
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価Ⓔ	2
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆Ⓔ	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	1
19/8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆Ⓔ	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)ⒻⒺ 1	
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆	5
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施についてⒺ	
20/6/3	厚	動物用医薬品 トビシリン Ⓔ	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆Ⓔ、ピランテル☆	2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロロボス及びナレド☆	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	4
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆> ■	2
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆> ■	2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。Ⓔは肥料・飼料等専門調査が担当

する評価案件である。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/2/16	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆ ■	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆ ■ 、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆ ■ 、 β-カロテン☆ ■ 、クエン酸☆ ■ 、酒石酸☆ ■ 、トウガラシ色素☆ ■ 、トコフェロール ☆ ■ 、乳酸☆＜農薬用途もあり＞ ■ 、マリーゴールド色素☆ ■ 、メナジオン☆ ■ 、 レチノール☆ ■	11
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆ ■	1
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	3
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール＜一部☆〉、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、ベンゾフェナップ☆、 メパニピリム☆	5
22/9/27	厚	農薬 DCIP☆、酸化フェンブタズ☆	2
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、 トリアスルフロソ☆、パラチオン☆、ビシクロゾリン☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	9
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレソ☆＜一部〈飼〉〉	2
23/1/24	厚	農薬 テブフェンピラド■＜一部☆〉、ペンコナゾール☆	3
23/1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆ ■ 、スピラマイシン☆ ■ 、セフロキシム☆ ■	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン＜一部☆〉、ベンフラカルブ＜一部☆〉■、エンドスルファン ☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 キノメチオナート■＜一部☆〉、エタメツルフロソメチル☆、ジスルホソ☆、 プロパジン☆、プロモキシニル☆	6
23/3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼソ☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆	1
23/4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/6/10	厚	農薬 イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	4
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロ ン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスル フロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■<一部☆>、セトキシジム<一部☆>、ジクロホ ップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサ プロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	13
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆	3
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、 ジクロルボス及びナレド☆	6
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆	1
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆	2
24/3/26	厚	農薬 リムスルフロン☆	1
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート■<一部☆>、テフルトリン☆、 トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	8
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆、センデュラマイシン☆、 バシトラシン☆	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。圃は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆圃、サラフロキサシン☆圃、ネオマイシン☆圃	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆圃	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 プロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	農薬 メパニピリム■、チフェンスルフロンメチル■〈一部☆〉、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆、プロメトリン☆	7
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆	2
25/3/11	－	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/4/2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について#	1
25/6/10	農	農薬 γ-BHC☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	4
25/6/12	厚	農薬 2,4-D■、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、プロマシル☆	13
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/8/20	厚	農薬 DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リュロン☆	8
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	2
25/8/20	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール☆	1
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン 圃	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。圃は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。# 印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート ※■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(飼料) ■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品) ■	1
25/11/14	厚	農薬 メピコートクロリド☆	1
25/12/10	厚	農薬 クレトジム☆	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆■	1
25/12/20	厚	農薬 ニテンピラム☆	1
25/12/20	厚	動物用医薬品 フルメトリン■<一部☆>	2
26/2/3	厚	農薬 オキスポコナゾールフマル酸塩☆	1
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(飼料) ■	1
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(食品) ■	1
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統(飼料) ■	1
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(食品) ■、除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統(食品) ■	2
26/3/25	厚	農薬 MCPB■<一部☆>	2
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、プレドニゾロン☆	3
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/6/3	内	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■	1
26/6/18	厚	対象外物質 グルカン■	1
26/6/19	厚	遺伝子組換え食品等 CPR 株を利用して生産された L-シトルリン■	1
26/7/2	厚	動物用医薬品 セフチオフル■■	1
26/9/9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
26/9/9	厚	動物用医薬品 ロメフロキサシン■■	1
26/10/17	厚	添加物 <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■	1
26/10/17	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP 株を利用して生産されたアスパラギナーゼ■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
26/11/5	厚	添加物 1-メチルナフタレン	1
26/11/19	厚	添加物 亜セレン酸ナトリウム■	1
26/11/26	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤(バイトリルワンジェクト注射液)■	1
26/11/28	厚	動物用医薬品 エンロフロキサシン■	1
27/1/8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/1/13	厚	農薬 イソフェタミド■、トリフロキシストロビン■、フェンヘキサミド■、フルオピラム■、フロメトキン■	5
27/1/13	厚	動物用医薬品 イブロニダゾール	1
27/1/21	厚	添加物 硫酸亜鉛■	1
27/2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/2/16	厚	農薬 1,3-ジクロロプロペン■、テブコナゾール■、ビシクロピロン■、ベンゾビンジフルピル■	4
27/2/25	厚	遺伝子組換え食品等 NZYM-RO 株を利用して生産された 6- α -グルカトランスフェラーゼ■	1
27/3/10	厚	農薬 フルオピコリド■	1
27/3/10	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシン C)㊦■	1
27/3/12	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン ㊦■、2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤	2
27/3/12	厚	飼料添加物 モネンシン	1
27/3/12	農	飼料添加物 モネンシンナトリウム	1
27/3/30	厚	プリオン デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	2
27/4/22	農	動物用医薬品 フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(レスフロール)■、フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤(フロロコール2%液) ㊦■	3
27/4/23	厚	動物用医薬品 フロルフェニコール ㊦、フルニキシメグルミン■	2
27/4/24	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ MON87411 系統(食品)■	1
27/4/24	農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ MON87411 系統(飼料)■	1
27/6/5	厚	添加物 次亜臭素酸水	1
27/6/8	厚	プリオン めん羊及び山羊の牛海綿状脳症(BSE)対策	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である
(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なものの。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
27/6/10	厚・農	動物用医薬品 豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)混合ワクチン(インゲルバック3フレックス) 2
27/6/10	農	豚オーエスキー病 (gI-、tk-) 生ワクチン (酢酸トコフェロールアジュバント加溶解用液) (ポーシリス BegoniaDF・10、ポーシリス BegoniaDF・50) 1
27/6/10	農	動物用ワクチンの添加剤として使用する成分 1 7

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なものの。Ⓜは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について ★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ ★	1
27/3/18～4/16	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■★	1
27/4/22～5/21		
27/5/13～6/11	添加物 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質(過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素) ■	6
27/5/13～6/11	農薬 アミスルプロム ■	1
27/5/20～6/18	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレート(PEN)を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1
27/5/27～6/25	農薬 オキサチアピプロリン ■、チアマトキサム ■、フルアジホップ ■〈一部☆〉、ベンチアバリカルブイソプロピル ■	5
27/5/27～6/25	農薬及び動物用医薬品 ジフルベンズロン ☆	
27/5/27～6/25	薬剤耐性菌 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシン C)の承認に係る薬剤耐性菌 ㊦	(一)
27/6/3～7/2	2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤(ボプリバ)	1
27/6/10～7/9	特定保健用食品 大麦若葉粉末 ※■	1
27/6/10～7/9	DP-No.2 株及び GG-No.1 株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン ■	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/4/7	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)	1
27/4/14	厚	動物用医薬品 ジメトリダゾール☆、クロサンテル☆	2
27/4/14	厚	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファルファKK179 系統(食品)■、NZYM-SO 株を利用して生産されたα-アミラーゼ■	2
27/4/14	農	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファルファKK179 系統(飼料)■	1
27/4/14	農	薬剤耐性菌 牛及び豚に使用するセフトオフル製剤に関わる薬剤耐性菌 ㊟㊿	2
27/4/21	厚	対象外物質 イタコン酸■、ポリグリセリン脂肪酸エステル■	2
27/4/21	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※、ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	2
27/4/21	厚	遺伝子組換え食品等 DP-No.1 株及び GG-No.1 株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン■、GLU-No.7 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム■	2
27/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統(食品)■	1
27/4/28	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統(飼料)■	1
27/5/12	厚	農薬 イソキサフルトール■、ジエトフェンカルブ☆■、テブラロキシジム☆、トリアファモン■	5
27/5/12	厚	動物用医薬品 セフトオフル■	1
27/5/12	農	動物用医薬品 動物用医薬品 セフトオフルを有効成分とする牛の注射剤(エクセーデC)及びセフトオフルを有効成分とする豚の注射剤(エクセーデS)■㊿、塩酸セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネルRTU)■㊿	3
27/5/12	厚・農	動物用医薬品・飼料添加物・対象外物質 L-カルニチン■	2
27/5/12	消	特定保健用食品 蹴脂茶 ※■	1
27/5/19	厚	添加物 1-メチルナフタレン	1
27/5/26	厚	対象外物質 グリセリン酢酸脂肪酸エステル■	1
27/5/26	農	牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌■ (一)	
27/6/3	厚	動物用医薬品 メクロプラミド☆	1
27/6/10	厚・農	農薬 エトフェンプロックス■、クロフェンテジン☆、クロルプロファム☆、ピコキシストロビン■、ピロキロン<一部☆>	7

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。㊿は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する 評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高 度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針